

○黒部市住宅取得支援補助金交付要綱

平成23年 3月18日

黒部市告示第18号

改正 平成24年 7月 9日告示第72号

平成27年 3月30日告示第27号

平成30年 3月30日告示第32号

平成31年 3月28日告示第28号

令和 3年 3月31日告示第35号

(趣旨)

第1条 この要綱は、転入者の住宅取得並びにまちなか及び地鉄沿線の居住を推進し、もって定住人口の増加と活力あるまちづくりを推進するため、黒部市住宅取得支援補助金の交付に関し、黒部市補助金等交付規則（平成18年黒部市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例によるもののほか、次の表に定めるところによる。

住宅	市内において自らが居住するための一戸建ての住宅(併用住宅の場合は居住用部分の面積が延床面積の1/2以上のもの)
新築	住宅のうち、建築後1年に満たないものをいう。
中古	新築以外のものをいう。
取得	新築の住宅の建築又は建売住宅・中古住宅の購入をいう。
転入者	転入の届出日から取得した住宅に入居するまでの期間が1年(県外から転入した者にあつては3年)を経過していない場合で、転入の届出日の前1年間において市内に住所を有していなかった者をいう。
まちなか	黒部市都市計画用途地域の指定区域内をいう。

地鉄沿線	富山地方鉄道荻生駅から宇奈月温泉駅までの軌道沿線で、各駅から概ね半径500m以内の範囲で別に定める区域をいう。
居住誘導区域	黒部市立地適正化計画に規定する居住誘導区域をいう。
金融機関等	銀行法（昭和56年法律第59号）第2条に規定する銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫、労働金庫法（昭和28年法律第227号）に規定する労働金庫、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する信用協同組合及び農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合、その他住宅ローン取扱い金融機関をいう。
市税等	黒部市税条例（平成18年黒部市条例第71号）及び黒部市国民健康保険税条例（平成18年黒部市条例第72号）に規定する税をいう。他市区町村における場合も同様とする。

（平30告示32・平31告示28・一部改正）

（制度の種類及び対象者）

第3条 黒部市住宅取得支援制度（以下「制度」という。）の種類及び対象者は、次の表のとおりとする。

制度の種類	対象者
転入者住宅取得支援制度	黒部市内で住宅を取得し居住する転入者
居住誘導区域住宅取得支援制度	居住誘導区域内で新たに住宅を取得し、当該住宅に3年以上定住する意思を有する者。ただし、相続、贈与等による住宅の取得に対する費用を支出しない者は除く。

- 2 対象者は、住宅（土地を除く）を新築又は購入するため、金融機関等からの借入金を有している者又は有する予定の者でなければならない。ただし、居住誘導区域住宅取得支援制度の場合はこの限りではない。
- 3 居住誘導区域住宅取得支援制度の対象者は、平成30年4月1日以降に、転入者にあつては転入届を、市内転居者にあつては転居届を提出した者でなければならない。
- 4 対象者は移転補償費以外の費用により住宅を取得する者でなければならない。

(平30告示32・平31告示28・一部改正)

(補助金の種別及び額)

第4条 前条第1項で規定した制度に対する補助金の種別は、次の表に掲げるとおりとし、その額は住宅の取得にかかる金融機関等からの借入金に対して、補助金の種別ごとに定める助成率を乗じ、千円未満の端数を切り捨てて得た額とする。なお、算出した補助金額がそれぞれの限度額を超えた場合は、限度額とする。

補助金の種別		住宅の区分	助成率	補助(限度)額
転入者住宅取得支援補助金		新築住宅	2%	30万円
		中古住宅	2%	15万円
居住誘導 区域住宅	転入者	新築住宅	一律	60万円
		中古住宅	一律	60万円
取得支援 補助金	市内転居者で住宅取得のため、1年以内に300万円以上の当該用地を取得した者	新築住宅	一律	30万円
		中古住宅	一律	30万円

- 2 転入者住宅取得支援制度対象者が取得する住宅がまちなか又は地鉄沿線内である場合は、転入者住宅取得支援補助金の額に10万円を加算するものとする。
- 3 居住誘導区域住宅取得支援補助金の額は第1項に規定する他の補助金の額と合算して交付できるものとする。
- 4 前2項に定める補助金の交付は、1住戸につき1回限りとする。

(平30告示32・平31告示28・一部改正)

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、黒部市住宅取得支援補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 付近見取図、配置図、各階平面図及び求積表
- (2) 取得する住宅に入居する世帯員全員の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民票又は戸籍の附表
- (3) 取得する住宅に入居する世帯全員の市税等の納税証明書(直近の証明書が他市

町村で発行される場合はその証明書)

2 前項の申請は、原則として、住宅取得に伴い住民票を異動した日から起算して1箇月を経過する日までに申請しなければならない。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は同項の申請をすることができない。

(1)市税等を滞納している者

(2)建築基準法、都市計画法及びその他本市のまちづくりに関する条例等の規定による必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者

(3)前2号に掲げる者のほか、補助金の交付を受けることが不適當であると市長が判断した者

(平24告示72・平27告示27・平30告示32・一部改正)

(補助金交付の決定通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付すべき対象であると認定した時は、速やかにその旨を黒部市住宅取得支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知する。

(計画の変更・中止)

第7条 交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、前条の規定に基づき認定を受けた事業を変更又は中止しようとする時は、事業計画変更(中止)申請書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 前項の申請は、変更の内容により交付決定額が変更する場合を除き、省略することができる。

(補助金の変更決定通知)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかにその旨を黒部市住宅取得支援補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知する。

2 前項の通知は、交付決定額の変更がないときは、省略することができる。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を

取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。
- (2) 交付決定日以降において、第5条第3項各号に該当する者になったとき。
- (3) 第7条の事業計画中止申請書が受理されたとき。
- (4) 交付決定の内容、これに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取消したときは、遅滞なく黒部市住宅取得支援補助金交付決定取消通知書（様式第5号）を当事者に通知する。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、事業が完了した場合は、住宅取得に伴い住民票を異動した日から起算して1箇月を経過した日又は事業完了の日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、黒部市住宅取得支援補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の登記事項証明書（全部事項）
- (2) 取得した住宅に入居する世帯全員の住民基本台帳法に基づく住民票（交付申請時と異なる場合）
- (3) 第3条第2項に規定する金融機関等からの借入金を有している者にあつては、金融機関等との金銭消費貸借抵当権設定契約証書の写し（建物と土地を合算して借り入れている場合は、建物分の借入額がわかる算出表）
- (4) 住宅の新築にあつては、建築基準法第7条第5項に定める検査済証の写し（ただし、都市計画区域外で検査を要しない住宅の場合を除く）
- (5) 新築住宅にあつては工事請負契約書、中古住宅又は建売住宅にあつては売買契約書の写し
- (6) 居住誘導区域住宅取得支援制度を申請した市内転居者にあつては当該土地の登記事項証明書（全部事項）
- (7) 居住誘導区域住宅取得支援制度を申請した市内転居者にあつては当該用地の取得に係る売買契約書及び支払いが確認できる書類の写し
- (8) 取得した住宅の写真
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

（平24告示72・平27告示27・平30告示32・平31告示28・一部改正）

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書を審査し、必要があれば現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の額の確定をし、交付決定者に対し黒部市住宅取得支援補助金の額の確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 交付決定者は、前条の通知を受けた場合は、市長に補助金の交付を請求する。

(平30告示32・一部改正)

(補助金の交付)

第13条 市長は、交付決定者から前条の請求を受けた場合は、請求の日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消及び返還)

第14条 市長は、補助金の交付以後に、交付決定者が事業完了以前から次の各号に該当していたことが判明した場合は、交付決定及び額の確定を取り消し、既に支払われた補助金の一部又は全額について、当該交付決定者に対して返還を請求することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。

(2) 第5条第3項各号に該当する者。

(3) 居住誘導区域住宅取得支援補助金の交付決定者である場合は、補助金の交付を受けた日から起算して3年未満に転居又は転出したとき。

(平30告示32・一部改正)

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月9日告示第72号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年3月30日告示第27号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の黒部市住宅取得支援補助金交付要綱の規定は、平成27年度の住宅取得支援補助金から適用し、平成26年度までの住宅取得支援補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月30日告示第32号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日告示第28号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の黒部市住宅取得支援補助金交付要綱の規定は、平成31年度の住宅取得支援補助金から適用し、平成30年度までの住宅取得支援補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月31日告示第35号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

黒部市住宅取得支援補助金交付申請書

黒部市長 あて

〒

申請者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先(TEL) \_\_\_\_\_

黒部市住宅取得支援補助金の交付を受けたく、黒部市住宅取得支援補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

支援制度の種別	<input type="checkbox"/> 転入者住宅取得支援制度 <input type="checkbox"/> 居住誘導区域住宅取得支援制度		
転入・転居前の住所地			
区域適否	<input type="checkbox"/> 市外 <input type="checkbox"/> 市内		
新たに取得する住宅の所在地	黒部市		
区域適否	<input type="checkbox"/> まちなか区域(□うち居住誘導区域) <input type="checkbox"/> 地鉄沿線区域 <input type="checkbox"/> 区域外		
新たに取得する住宅が公共事業等の補償の対象となっていない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
取得住分	<input type="checkbox"/> 住宅の新築	着工予定日	年 月 日
		完成予定日	年 月 日
		建築業者	
	<input type="checkbox"/> 建売住宅購入 <input type="checkbox"/> 中古住宅購入	築年数	築 年
		購入予定日	年 月 日
		販売業者	
借入(予定)額(土地取得に係る借入は除く)	円	借入金融機関	
土地取得予定額 (居住誘導区域住宅取得支援制度利用者で市内転居者のみ)			円
入居(予定)人数	人	入居(予定)日	年 月 日

- 添付書類 (1) 付近見取図、配置図、各階平面図及び求積表  
(2) 世帯全員の住民基本台帳法に基づく住民票又は戸籍の附票  
(3) 取得した住宅に入居する世帯全員の市税等の納税証明書



様式第2号(第6条関係)

黒部市指令 第 号

住所

氏名

黒部市住宅取得支援補助金の交付（却下）決定について

年 月 日付で申請のあった黒部市住宅取得支援補助金については、黒部市補助金等交付規則第4条第1項の規定により次のとおり金 円を交付（却下）する。

年 月 日

黒部市長 印

住宅の取得にかかる借入金の額		円				
補助金の別		該当	助成率	補助 (限度)額	補助金額	
転入者住宅取得支援 補助金	新築住宅の取得		2%	300千円	千円	
	中古住宅の取得		2%	150千円	千円	
	加 算	まちなか		一律	100千円	千円
		地鉄沿線		一律	100千円	千円
居住誘導区域住宅取 得支援補助金	転入者		一律	600千円	千円	
	市内転居者		一律	300千円	千円	

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

事業計画変更(中止)申請書  
(転入者住宅取得支援・まちなか住宅取得支援・地鉄沿線住宅取得支援)

黒部市長 あて

申請者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先(TEL) \_\_\_\_\_

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた黒部市住宅取得支援補助金  
(転入者住宅取得支援・まちなか住宅取得支援・地鉄沿線住宅取得支援)について、黒部市  
住宅取得支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり事業計画の変更(中止)を申  
請します。

記

項 目	内 容	
借入額の増減	金額	円 ⇒ 円
	事由	
加算の取り扱い	金額	円 ⇒ 円
	事由	
その他変更		

変更の内容

※交付決定金額に変更を生じない場合は省略することができます。

※変更内容により補助金の交付対象外となる場合は、交付決定を取り消すことがあります。

様式第4号(第8条関係)

黒部市指令 第 号

住所

氏名

黒部市住宅取得支援補助金の変更交付決定について

年 月 日付けで申請のあった黒部市住宅取得支援補助金については、  
年 月 日付け黒部市指令 第 号の交付額金 円を次のとおり  
金 円に変更して交付する。

年 月 日

黒部市長

印

【 当初交付決定額 , 000円 ⇒ 変更後交付決定額 , 000円 】

住宅の取得にかかる借入金の額		円					
補助金の別		該 当	助成 率	補助 (限度)	補助金額		
					変更前	変更後	
転入者住宅取得支 援補助金	新築住宅の取得		2%	300千円	千円	千円	
	中古住宅の取得		2%	150千円	千円	千円	
	加算	まちなか		一律	100千円	千円	千円
		地鉄沿線		一律	100千円	千円	千円
居住誘導区域住宅 取得支援補助金	転入者		一律	600千円	千円	千円	
	市内転居者		一律	300千円	千円	千円	

様式第5号(第9条関係)  
黒部市指令 第 号

住所  
氏名

黒部市住宅取得支援補助金の交付決定の取消について

年 月 日付け黒部市指令 第 号で交付決定した黒部市住宅取得支援補助金については、黒部市補助金等交付規則第8条の規定により、その決定を取り消す。

年 月 日

黒部市長

印

様式第6号(第10条関係)

年 月 日

黒部市住宅取得支援補助金実績報告書

黒部市長 あて

〒

報告者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先(TEL) \_\_\_\_\_

年 月 日付け黒部市指令 第 号で交付決定のあった黒部市住宅取得支援補助金について、黒部市住宅取得支援補助金交付要綱第10条の規定によりその実績を報告します。

交付決定通知書	(当初) 年 月 日付け第 号 (変更) 年 月 日付け第 号		
補助金交付決定額	, 000 円		
支援制度の種別	<input type="checkbox"/> 転入者住宅取得支援制度 <input type="checkbox"/> 居住誘導区域住宅取得支援制度		
建築場所 (購入物件住所)	黒部市		
対象借入金の額 (転入者住宅取得支援制度利用者に限る)	円		
宅地取得の額(居住誘導区域住宅取得支援制度利用の転居者に限る)	円		
取得区分	<input type="checkbox"/> 住宅の新築	着工年月日	年 月 日
		完成年月日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 建売住宅購入 <input type="checkbox"/> 中古住宅購入	築年数	築 年
		購入年月日	年 月 日
入居年月日	年 月 日	入居人数	人(うち成人 人)

添付書類

- (1) 住宅の登記事項証明書(全部事項証明書)
- (2) 世帯全員の住民基本台帳法に基づく住民票又は外国人登録証明書  
(交付申請時と異なる場合のみ)
- (3) 金融機関等との金銭消費貸借抵当権設定契約証書の写し(転入者住宅取得支援制度利用者に限る)
- (4) 住宅の新築にあつては建築基準法第7条第5項に定める検査済証の写し
- (5) 新築住宅にあつては工事請負契約書、中古又は建売住宅にあつては売買契約書の写し
- (6) 転居者にあつては当該土地の登記事項証明書(全部事項証明書)
- (7) 転居者にあつては当該用地の取得に係る売買契約書及び支払いが確認できる書類の写し
- (8) 取得した住宅の写真
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第7号(第11条関係)  
黒部市指令 第 号

住所  
氏名

黒部市住宅取得支援補助金の額の確定について

年 月 日付け黒部市指令 第 号で交付決定した黒部市住宅取得支援補助金  
については、黒部市補助金等交付規則第13条第1項の規定により交付額を金 円に確定  
する。

年 月 日

黒部市長

印